

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年6月14日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 倉吉市東昭和町150番地

氏 名 鳥取県立厚生病院

院長 皆川 幸久

電話番号 0858-22-8181 (代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名 称	鳥取県立厚生病院
事業場の所在 地	倉吉市東昭和町150番地
計画期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

1 事業の種 類	医療業
2 事業の規 模	別紙中「1. 当院の概要」及び「2. 患者及び業務の状況」のとおり。
3 従業員 数	619人(令和4年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙中「5. 特別管理産業廃棄物発生フロー図」のとおり。

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙中「4. (1) 責任者及び管理組織図」のとおり。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	242.06 t	t

(これまでに実施した取組)

別紙中「6. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項」のとおり。

【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	240 t	t

(今後実施する予定の取組)

別紙中「6. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項」のとおり。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙中「6. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項」のとおり。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙中「6. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項」のとおり。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物の特殊性（危険性）から実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物の特殊性（危険性）から実施していない。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量し た特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

	(これまでに実施した取組)
	感染性廃棄物の特殊性（危険性）から実施していない。
②計画	【目標】
	特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量 0 t t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 0 t t
	(今後実施する予定の取組)
	感染性廃棄物の特殊性（危険性）から実施していない。

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	
	(これまでに実施した取組)			
	感染性廃棄物の特殊性（危険性）から実施していない。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
	感染性廃棄物の特殊性（危険性）から実施していない。			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				

1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	242.06 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	242.06 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
別紙中「6. (5) 委託処理の状況」のとおり。			

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	240t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	240t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙中「6. (5) 委託処理の状況」のとおり。		
※事務処理欄	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	242.06t	
(今後実施する予定の取組等)			
2020年4月6日分から導入し、継続使用する。			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14 第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

(別紙)

特別管理産業廃棄物処理計画

1. 当院の概要

(1) 病院名

鳥取県立厚生病院

(2) 所在地

倉吉市東昭和町150番地

(電話: 0858-22-8181、FAX: 0858-22-1350)

(3) 職員数

619名(令和4年4月1日現在)

(4) 診療科目等

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科(21科目)

(5) 病床数

304床(一般300床、感染症(第一種)2床・(第二種)2床)

2. 患者及び業務の状況(令和3年度)

入院延患者数 81, 864人(1日平均216人)

平均在院日数 12.1日

病床利用率 73.8%

外来延患者数 133, 219人(1日平均364人)

手術件数 1, 668件

分娩件数 358件

救急患者数 12, 395人

3. 計画期間

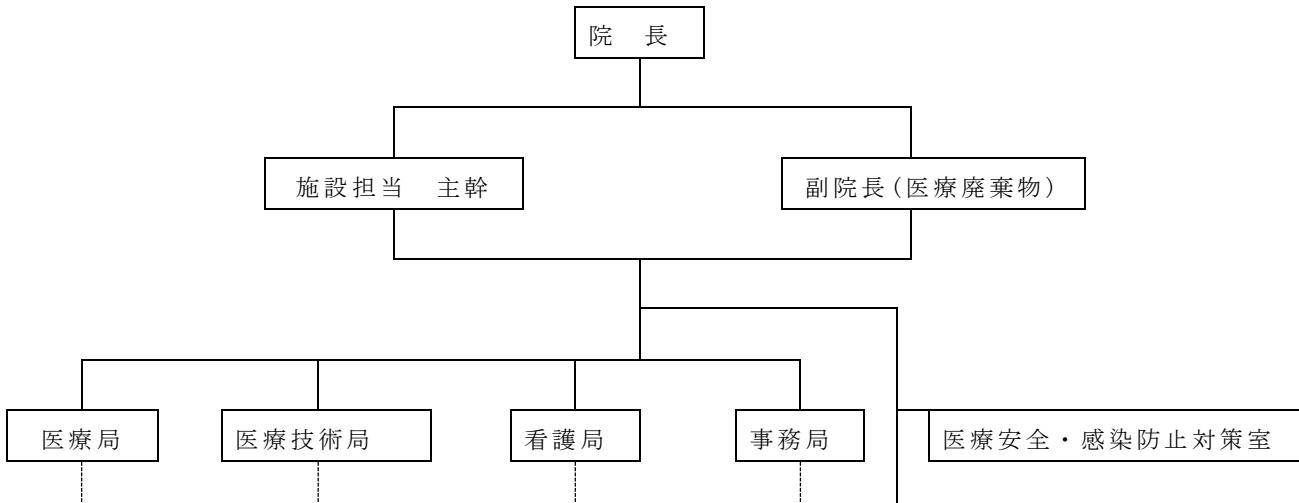
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

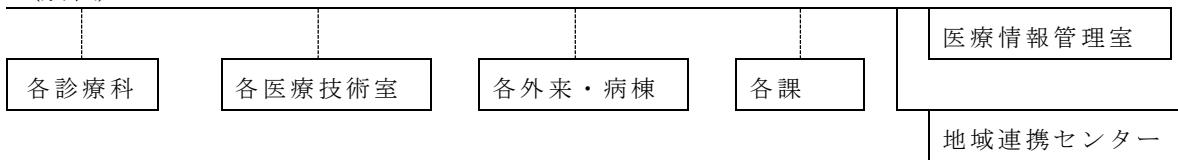
(1) 責任者及び管理組織図

処理責任者氏名 総務課施設担当 田内伸一

管理組織図



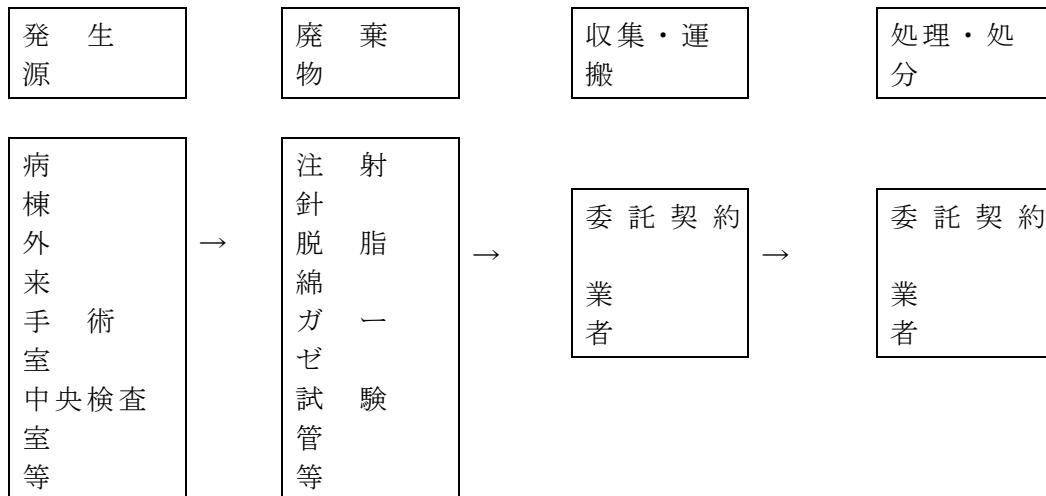
(別紙)



(2) 教育・研修

廃棄物の種類、分別、取扱留意事項等について、師長会、各部署でのミーティング等により周知し、安全管理の徹底を図っている。

5. 特別管理産業廃棄物発生フロー図



診療行為等により発生 専用の容器で 処分場にて焼却
そのまま専用の容器に入れる 収集・運搬 燃え殻は埋立

6. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 特別管理産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を順守するとともに、環境施策に協力する。
- ② 委託業者の収集・運搬から処理・処分に至るまで確認し、的確に管理する。

(2) 特別管理産業廃棄物処理の現状

当院の特別管理産業廃棄物は、患者のために必要な治療や検査等により生じるものであり、その排出自体を抑制することは困難である。また、再生利用についても、感染の危険度が高いことから実施していない。特に令和2年度から新型コロナウイルス感染の患者を受け入れる指定病院となり、感染患者の入院増により感染性廃棄物が増えている。

【令和3年度発生量】 242.06t

(3) 目標の設定

分別の強化により発生量を削減するよう努める。その他、マニフェスト伝票の管理を徹底する。また、新型コロナウイルス感染の患者の入院が引き続き想定されるため、昨年度の実績に近い値とする。

【令和4年度発生量計画】 240t

(4) 特別管理産業廃棄物処理に係る情報の収集・管理

廃棄物関係法令や廃棄物の分別、処理等について情報を収集し、関係職員に情報提供を行う。

(5) 委託処理の状況

(別紙)

毎年度当初に①収集運搬業務、②処理処分業務について、それぞれ専門業者と契約を締結している。

7. 特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する事項

処理施設を建設して自己処理を行うことは、用地・費用・人員の問題から困難な状況にある。このため、引き続き委託費を予算計上し、専門の許可業者に委託する方針である。